ロ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十条の六において読み替えて準用する法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　［略］

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第六十二条　令第二十三条において読み替えて準用する令第二条の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二　［略］

第二款　包括信用購入あつせん業者の登録等

（登録の申請）

第六十三条　［略］

2　法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　役員（法第三十二条第一項第四号に規定する役員をいう。第六十七条第二項第二号、第九十九条第二項第三号、第百二条第二項第二号及び第百三十三条の二第二項第一号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第六十七条第二項第二号、第九十九条第二項第三号、第百二条第二項第二号及び第百三十三条の二第二項第一号において同じ。）

四～六　［略］

七　包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（包括信用購入あつせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。次条第一項第四号、第六十五条第三号、第九十九条第二項第七号、第百条第三号及び第百三十三条の二第二項第二号において同じ。）、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十六条において同じ。）

八　［略］

九　法第三十三条の二第一項第五号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　［略］

ロ　包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十条の六において読み替えて準用する法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　［略］

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第六十二条　令第二十三条において読み替えて準用する令第二条の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が使用するもの

二　［略］

第二款　包括信用購入あつせん業者の登録等

（登録の申請）

第六十三条　［略］

2　法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　役員（法第三十二条第一項第四号に規定する役員をいう。第六十七条第二項第二号、第九十九条第二項第三号及び第百二条第二項第二号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第六十七条第二項第二号、第九十九条第二項第三号及び第百二条第二項第二号において同じ。）

四～六　［略］

七　包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（包括信用購入あつせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。次条第一項第四号、第六十五条第三号、第九十九条第二項第七号及び第百条第三号において同じ。）、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十六条において同じ。）

八　［略］

九　法第三十三条の二第一項第四号から第十号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　［略］